平成２３年（フ）第９７０号
千葉県市原市郡本１―197、住民票上の住所
千葉県市原市荻作1311番地117
債務者　高山　文子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０９５号
千葉県市原市五井東２丁目５番12　レオパレスジオイド207号、住民票上の住所埼玉県南埼玉郡白岡町西２丁目９番35
債務者　牧野可奈子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２１２号
千葉県習志野市大久保１丁目20番16―106号
債務者　前川　　誠
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２１５号
千葉市若葉区加曽利町336番地10小笠原方
債務者　石原　光男
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２２２号
千葉市美浜区高浜４丁目３番５棟303号
債務者　石田由美子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２２８号
千葉県習志野市袖ケ浦２丁目２番６―306号
債務者　川添　　修
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２３８号
千葉市緑区高田町401―16、住民票上の住所
千葉市美浜区高洲１丁目18番２棟303号
債務者　石井　弘廸
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２７４号
千葉県船橋市東船橋２丁目12番15号　ユアサコーポ201号
債務者　轟　　礼子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２７７号
千葉県市川市末広１丁目12番17号
債務者　鈴木　理江
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３０２号
千葉市稲毛区天台４丁目４番17号
債務者　酒田　　勝
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３１７号
千葉県浦安市北栄２丁目29番１―105号　トレンディ北栄
債務者　佐藤　拓男
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４００号
相模原市南区古淵４丁目１番17号　ロイヤルビレッヂ207
債務者　小林　歩美
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４７３号
相模原市南区新戸1956番地　エステートプラムⅡ301
債務者　岩下　三雅
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４７９号
相模原市南区旭町７番18号　センチュリーオオノ102
債務者　小田桐一夫
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４９０号
相模原市緑区東橋本２丁目13番２号　ダイアパレス東橋本405
債務者　森　　美紀
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５０５号
相模原市中央区田名5587番地11
債務者　伊森　重美
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５０６号
相模原市中央区陽光台４丁目３番14号
債務者　田中　敏子（旧姓及川）
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第９６２号
名古屋市南区芝町187番地　メゾン若葉105号
債務者　久保ゆかり（旧姓原・佐々木）
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部